

## 随意契約理由書

件名	妙賀山クリーンセンタークレーン保守点検業務
契約の相手方	山九(株) 神戸支店
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	<p>妙賀山クリーンセンターは主に北区で収集される家庭ごみの中継・搬出業務をしており、停止すると北区のごみ収集業務に大きな支障をきたし、市民生活に多大な影響がでるため、定期的な保守点検が必要である。</p> <p>当該クリーンセンタークレーン設備の機械部品及び制御部品はメーカー独自の仕様になっており点検整備の際には独自の技術や経験を必要とする。またメーカー独自の加工を施した特殊部品があり図面や技術書類がなければ保守点検及び部品調達ができず、他業者では保守点検を行うことができない。</p> <p>よって、下記の経緯でアフターサービス業務を引き継いだ上記業者でなければ保守点検業務は行えないため、上記業者との随意契約を行うものである。</p> <p>※平成25年4月以降、妙賀山クリーンセンタークレーン設備の図面や技術書類の権利は下記の過程で山九(株)が有しアフターサービスを引き継ぐことになった。</p> <p>当初、設計・製作・設置を、ダイヤ機械(株)がおこなったが昭和61年にアフターサービス業務を重環都市装置サービス(株)に業務代行委託した。その後、平成15年にダイヤ機械(株)が解散し、図面や技術書類等の権利を重環都市装置サービス(株)が有することとなった。さらに、平成23年に事業縮小に伴い三菱重工メカトロシステムズ(株)が重環都市装置サービス(株)を吸収合併した。そして諸般の事情により、三菱重工メカトロシステムズ(株)から山九(株)に平成25年4月以降、図面や技術書類等の権利が引き渡され、山九(株)がアフターサービス業務を引き継ぐことになった。</p>
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部管理課妙賀山クリーンセンター (電話番号 591-0514)